警告理論について

中島広

樹

1 事実の概要

2 問題の所在

3 常習累犯窃盗罪の刑の加重根拠

4 警告理論について

5 本件への警告理論の適用

1 事実の概要

店において、同店店長B管理にかかるチョコレート菓子二六個(販売価格三○、三四八円)を窃取した(以後、この 被告人Xは、平成二七年一月二二日午後四時五三分ころ、香川県丸亀市柞原町四○八番地一所在のA株式会社丸亀

事実を本件又は本件窃盗と呼ぶ)。

受け、②平成二一年九月二五日高松地裁丸亀支部において懲役六か月の有罪判決の言渡を受け、③平成二四年七月一三 なお、Xは、窃盗罪により①平成二一年一月二○日高松地裁丸亀支部において懲役一年二か月の有罪判決の言渡を

言

13

渡された懲役

|刑の執行を受けている

で、 H 高松地裁丸亀支部において懲役一年の有罪判決の言渡を受け、 £ 3 わ ゆる盗犯等防止法三条の常習累犯強窃盗罪 (以下、 常習累犯窃盗罪と呼ぶ)で起訴されてい それぞれ刑の執行を受けている (乙五号証 頁

0)

ンター が取消されて、 行 なお、 ?猶予期 簡 Xの供述調書 (初犯者の服役施設) 单 'n ①の事件で言い渡された一年二か月の刑と併せ一年八か月の刑となり、 |四月二 年の 一日に②の窃盗事件を起こし、懲役六か月の実刑判決が言い (乙一号証四—六頁) で服役し刑の執行を受けている。 によると、 ①の窃盗事件については、 ③の事件については、 渡され、 執行猶予が付けられてい 和歌山刑務所において服役し、 その期間美祢社会復帰促進セ ①事件につい ての |執行猶 たが、 執

2 問 題 0) 所 在

又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タルモノニ対シ刑ヲ科スベキトキハ前条ノ例ニ依ル」と規定している。 ニシテ 同法二条は、 周 知 其 0 通 プ行為前十年 本件で問題になっているのは、もっぱら窃盗罪である ŋ 窃盗をもって論ずべきときは三年以上、 65 わ ゆる盗犯等防止法三 内に此等ノ罪又ハ此等 一条は ノ罪ト他ノ罪トノ併合罪ニ付三回以上六月ノ懲役以上ノ刑 「常習トシテ前条ニ掲ゲタル刑法各条ノ罪 強盗をもって論ずべきときは五年以上と規定しているが、 又ハ其 ノ未遂罪 なお、 前条すなわち ヲ 犯シ 執行ヲ受ケ クタル 前述

盗犯等防止法三条の常習累犯窃盗罪の法定刑の下限は、 は五十万円以下の罰金に処する」と規定し刑法 他 方、 刑法二三五条の通常の窃盗罪においては 一二条一項によれば、 「他人の財物を窃取した者は、 窃盗罪のそれの三六倍ということになる。 刑の下限は 一か月となるはずである。 窃盗の罪 とし、 常習累犯者におけ 十年 以下の懲役又 すると、

した通り、

ことが多いと思われる(本件の窃盗実行も、 に禁錮以上の刑の言渡しを受けたことがない」という要件をクリアできず、 る、 犯罪反復の短期頻回性という傾向からすると法律上はともかく、刑法二五条二項の 前刑の執行終了後二年足らずしか経過していない)。 事実上は執行猶予の恩恵にあずか 「前刑の執行終了後五年以内 れ

間 問題は、 常習累犯であるという理由によって窃盗罪の法定刑の下限が、一律に三六倍も加重されるのはなぜな のか

(刑法五六・五七条によれば、 刑法総則上の累犯加重は法定刑の上限を倍化するにとどまる) という点にある。 そし

義上の問 !題がある場合、 本件についてはどのように解決すべきなのかが問題となる。 以下、 これらの点につい って、 検

て、刑法上の大原則である責任主義の観点から、このような常習累犯窃盗罪の加重刑の当否、

さらに、同条に責任主

討したい。

3 常習累犯窃盗罪の刑の加重根拠

が現状である。そもそも盗犯等防止法三条の常習累犯窃盗罪における前科性としての累犯性がいかなる意義を有する 15 わゆる盗犯等防止法三条の常習累犯窃盗罪の刑の加る 重根拠に関しては、 ほとんど議論らしい議 論 ∭が存在 しない . 0)

かについてすら統一的見解が認められないのである。

がただちに顕著な常習性を認められるとは限らないから妥当とはいえないであろう。 基準という程度の意義を肯定しうるにとどまるであろう。 論者の中には、 常習累犯窃盗罪における累犯性は常習性の顕著なものを選択する基準と解する者もあるが、 せいぜい、 常習性認定の ための 累犯者

常習累犯窃盗罪の累犯性を常習性とともに刑を加重する根拠と考える見解について検討すると、 確かに常

別規定と解さざるを得なくなる

習犯の本質を行為者責任に求め、 0 組み合わせと理解することも可能となるであろうが、 累犯のそれを行為責任とする見地から把握すると常習累犯窃盗罪を常習犯と累犯と その場合常習累犯窃盗罪は刑法五六条の一 般的累犯 加 重 の

任論や性格論的責任論による常習犯加重の根拠づけの試みが生み出されるのだが、(②) 観化された限度で考慮される行為者の身分である。 捉えて常習性は行為の属性とみる見解もあるが、 的ないし人格的特性 癖を有する者が、 罪行為を反復累行する習癖」を意味するのであり、 それでは刑の不権衡を生じるので、 て規範意識の鈍麻している常習者に対する刑罰加重の根拠づけに関しては困難を来たさざるを得ず、それゆえ人格責 そうすると、 だがしかし、 しかし、 その結果盗犯等防止法三条の常習累犯窃盗罪に対しては刑法の累犯加重規定を適用できないこととなるが、 盗犯等防止法三条の常習累犯窃盗罪の刑の加重はもっぱら常習性に基づくものと解さなくてはならない。 判例は一貫して常習性を「行為者の属性」と理解し、 「その習癖の発現として」犯罪行為に出ることを要する。 (傾向)」としてこれを理解してきたのであった。他方、 結局累犯性は刑の加重に与る要素と解することはできない、 それは行為者に認められる属性であるから結局常習性は、 したがって、そのような行為者の属性たる常習性 「常習として・・・犯す」といえるためには それを支持する学説も有力である。 . な い_[2] しかし、 「習癖の発現としての行為」という点を 現在では行為責任論 習癖とは、 判例によれば という結論になる。 一定の犯罪行為の (習癖) が通説化して 常習とは によっ 性格 犯 習

等防止法三条にいう「刑法各条ノ罪又ハ其ノ未遂罪ヲ犯シタル者ニシテ其ノ行為前十年内に此等ノ罪又ハ此等 としての意味はなく、 常習累犯窃盗罪における刑の加重根拠は累犯性にあり、 それを欠く場合に犯罪の成立を否定する要件にすぎないと解すべきである。 常習性には他の常習犯と異 へなり刑 なぜならば、 0 加 ノ罪 重 根拠

行為責任論からの常習犯加重の根拠づけはなお十分に行われてい

犯加重は根拠づけられるのである。

あ り^[3] ながら常習性を欠くものを除外しようとした謙抑的な規定にほかならないと考えられるからである⁽¹⁾ に向かって北上する」というような同義反復的な常習性と累犯性の規定の仕方をしているのは、 他 ノ罪トノ併合罪ニ付三回以上六月ノ懲役以上ノ刑ノ執行ヲ受ケ」たような強い累犯者は現実にはほとんど常習犯で 本罪がほとんど常習犯を捉えてしまうであろう累犯要件の外に常習性の要件を設けるという、言ってみれば「北 本罪が累犯性をもち

効果 る。 法三条の累犯加重は少なくとも「三回の刑の執行」まで必要とされている点に着目すると、 理由からも可能である。 を受けながら、 を要件としている点で両者は類似しているが、 また盗犯等防止法三条に対する累犯加重は、 すなわち、 (刑の下 -限の加重) あえて前刑の警告を無視したがゆえに、 常習累犯窃盗罪は常習犯加重と累犯加重が足し合わされたためではなく、 が生ずると解すべきなのである。 なぜならば、 刑法の累犯加重の前刑が「一回の刑の執行」で足りるのに対して、 それぞれ実質的には別の性質をもった「累犯規定」といえるからであ 刑の不権衡を避けるためという量刑の必要性からのみならず理 前刑の警告は一回でも足りる総則の累犯加重よりも重い 以前に三回 たしかに形式的には前 以上も刑の執行 盗犯等防 論 的

止.

から刑が加重されると解すべきである。 以上の 事から、 盗犯等防止法三条の常習累犯窃盗罪は、 総則の累犯加重の通説と同様に前刑の警告機能を無視した

とになるので、 行為を実行する場合、 行為者が以前有罪宣告に基づく刑の言渡しや執行を受けたにもかかわらず、 行為責任の加重とそれにともなう刑罰の加重をもたらすという警告理論 強められた違法性の意識 (可能性) や反対動機形成能力 制御能力を押し切って行為に出たこ (Warntheorie) こよって、 それを無視して新たな犯罪

下の通りである

かし、

警告理論は、

かねてから「責任主義」の名の下に様々な批判が加えられている。

すなわち、

その概要は以

4 警告理論について

警告理論あるいはそれらの折衷説が主張されており、 反としての違法性が増加するという見解、 (E) が 強調され、 そもそも 累犯加 行為者の社会復帰よりは、 重の根拠づけに関しては、 社会からの行為者の隔離に重点を置いた説明もあったが、 特別予防の必要性が増大するという説明、 かつては、 警告理論が支配的であるといえよう。 (20) 新派の立場から、 行為者の危険性に対する社会防 そして、 行為責任の増加を説 今日では 衛 規範違 の見地

的効果 すことになる、 刑罰で責任を果たしているのだから、 警告無視を責任増大につなげるのは期待可能性の擬制である、⑥行為責任の根拠は、当該行為だけに求めるべきであ⑻ 利に作用する、 刑の存在は、 加重することは許されない、 警告理論は、 |刑の存在のような当該犯行とは独立の事態を責任判断の対象とすべきではない、 (感銘力) を認めるべきではない、 ⑷ 行為者にとって有利な警告作用ではなく、犯罪者の烙印として、 ④累犯者になったのは刑の警告が無効であったことを意味するのであるから、 ⑧刑法総則の累犯加重の法定刑の上限が二倍になっているのは、 行為責任の増加を根拠とするが、 ②形式的要件が備わっただけで一律に行為責任の増加を認めることは許され 犯行の反復を理由に責任を加重することは同一犯行について二重の責任を負わ ⑤犯罪を反復するとむしろ行為者の反対動機が麻痺するのだから、 責任は違法を前提としており、 行為者の遵法的生活に関して極めて不 責任の分量を超えた保安刑を科すも 責任のみの重さを理 ⑦ 前 荆につい そもそも、 ての 由として刑 犯罪 前 刑に心理 は 前 先の ③ 前 刑の

違法増加を根拠づけるものではなく、あくまでも、 このうち、 累犯として行われた行為と無関係の以前の有罪宣告を問題とせざるを得ないからである。 警告理論にとってとりわけ重要な批判は、 非難可能性という意味での責任の増加を基礎づけるもので、 ①と⑥である。 警告理 「論は、 結果無価値まで視野におさめた

のである。

三年にする) 定になっていない 「広い意味での行為責任」を前提とする実務的理解においては、 それゆえ、 という規定になっている場合は、 盗犯等防止法の常習累犯窃盗罪のように必ず刑の下限を固定する ので、 ①の問題は実務的には意識されやすいが、 刑の加重の可否に関して累犯行為の法益侵害性の大小を考慮できる規 ⑥の問題はさほど重大視されない。 行為責任については、 (前科者の窃盗は法定刑の下限を懲役 行為者人格を考慮に入れる

れていなければ、 ことが困難である以上、累犯に対してどのような法的効果を与えても主張し得ると思われるから、 責任刑を超えるという批判については、 あまり重大視すべきではなかろう。 もともと、 責任刑を理論的必然的論拠に基づく点として数量化 刑の下限が固定さ

法四八条) たに故意の犯罪行為を犯し、 過去に少なくとも二回、 チをとれば②③④⑤⑦の各批判はかわせるはずだし、そのような機能を期待されて、 ったという非難をその者に加うべき場合」 を設けた 警告理論によって「高められた行為責任」が認められた場合にのみ、 (一九七○年四月一日~一九八六年四月三○日)。 故意の犯罪行為により刑の言渡しを受け、その一部について自由刑の執行を受けた者が、 「犯罪行為の種類と事情を考慮して、その者が以前の有罪判決を警告として役立てなか には、 刑の下限を六か月の自由刑にするという一 この規定の 「犯罪行為の ドイツでは、 累犯加重を行うというアプロ 般的累犯 種類と事情を考慮し 一定の条件のもと、 加 重規定 旧刑 新

その者が以前の有罪判決を警告として役立てなかったという非難をその者に加うべき場合」を非難性条項といい

満たしたものとして累犯加重を行うわけである。

この条項の要件を満たす場合、 すなわち、 前科行為と累犯行為との間に、 高められた行為責任を認め累犯加重を行うことにしたのである。 ② 法益の類似性等の一定の関連性が認められる場合に非難性条項の要件を

助状態など、 ただ、こうした関連性が認められる場合であっても、 前刑の警告機能が有効に作用しえないとみられる事情が存するときには、 激情犯、 衝動犯、 限定責任能力者、 累犯加重を否定しうる。 意志薄弱者、 社会的無援

って削除されたのであった。 小を考慮できず、 しかし、 ドイツ旧 つまり①の批判を克服できなかった 刑法四八条は、 刑の下限が六月に固定されていたことから累犯として行われた行為の違法性の大 (=軽微累犯に責任相応の刑を科せなかった) ことが主因とな

本件への警告理論の適用

5

【1】違憲論と合憲限定解釈論

重さも定まるとする責任主義に反することになるからである。 防止法三条の常習累犯窃盗罪の規定は、 批判まで考慮に入れ、累犯としてなされた行為の違法性の軽重を問わず、 ように警告理論に求めるのであれば、 いては、 盗犯等防止法三条の常習累犯窃盗罪の刑の加重理由を、 累犯行為の行為責任を過大に評価するもので、法益侵害性を実質とする不法内容の重さに応じて行為責任の 原則的には、 責任主義に反したものと解さざるを得ない。 前述した①~⑧までの批判を受けることになる。 責任主義が憲法三一条の実体的デュープロセスの要請 累犯加重に求めさらに累犯加重の根拠を通説や実務の 一律に刑の下限を加重するならば、 不法内容の軽微な窃盗行為にお とりわけ、 盗犯等 (1) (2)

定

の範囲内で責任主義の要請にも合致するであろう。

べきであろう。 としての刑法の大原則であるとするならば、 盗犯等防止法三条の常習累犯窃盗罪の規定は違憲無効として削除される

罪の か。 かも責任主義を尊重しなくてはならないとすれば、盗犯等防止法三条の要件が満たされれば、 なくてはならないはずであるし、 「みせかけの責任主義」と批判されたが、 成立を認めるよりは、 かもさらに、 違憲無効とは直ちに決めかねるとしても、 さしあたっては、 それは一 定の範囲内で責任主義の要請にも合致するであろう。 盗犯等防止法三条の常習累犯窃盗罪の削除が立法措置としてなされず、 責任主義を可能な限り実現しうる限定解釈を採用するべきではなかろう 違憲の疑いを避けるためにできる限りの 機械的に常習累犯窃盗 確かに、 限定解釈は試 警告理論 は

【2】前科行為と累犯行為との構成要件的関連性

とパラレルな解決となるはずであり、® けれ 的重なり合いが認められる場合には、 行為) ば刑の加重を認めないという解釈を採用するのであれば、 と累犯としての犯罪行為 前述したドイツ刑法旧四八条の警告理論に基づく非難性条項の解釈のように、 (累犯行為) 重い行為責任を基礎づけるとともに限定することも一応可能だと思われるので、 警告無視による高められた行為責任とそれに基づく刑の加重を認め、そうでな が、 保護法益の共通性や構成要件的行為の共通性を基礎として構成要件 抽象的事実の錯誤における法定的符合説に基づく処理 前科としての犯罪行為 (前科

有権・占有) 本件の場合、 であることから両者に構成要件的関連性を認め得ることについては、 前科としての犯罪は窃盗罪であり、 累犯としての犯罪も窃盗罪であり、 誰しも異論はないであろう。 保護法益はい ずれも財産 (所

【3】累犯者の強められた制御能力

られ、 ことなく、 要請に基礎づけられたものであることは否定できないのだから、 得ない。 能力を備えていたことの検証、 動機形成力) 力を形成したにもかかわらず、 さらに前述した通 それに応じて刑が加重されるという前提に立つのだから、 科学的な精神鑑定を十分に尊重して行われなくてはならないはずである(®) の存否に関する判断については、 単純な意思自由 ŋ 警告理 それを乗り越えて再び犯罪に出たからこそ、 少なくともそのような制御能力の脱落がなかったかどうかの検証が必要とされざるを 論は、 (制御能力) 前刑 3の有効な警告を向けられた前科者が、その内面においてより強 すら擬制 現在の責任能力の判断のように規範的要請を重んじた手法に甘んじる 仮説と主張されるほどその実在が厳密には疑われ より強い意思自由としてのより強い 累犯者が実行行為のさい平均人を上回るような制御 累犯としての行為に対しては 制御 能力 非 固 な制 難 規範的 がが (反対 強 御能 め

【4】強められた制御能力が問題となる事例

者の側 には警告機能が存しないというわけである)、 銘しうる可能性がない 激情犯だった場合は、 おいて この点に関して、 0) 「激情犯」という特別な動機付けが存在する場合には、 制 御能力が著しく制限され、 ドイツの判例では前述した旧刑法四八条の解釈適用に当たり、 前刑の警告自体は客観的に有効に存在しうるとしても激情に陥っている累犯者の側に警告に感 Ų 前科行為が激情犯だった場合には、 それによって前刑の警告機能が覆い隠されていたかどうかについての特別な検 2 「衝動犯」 の事例につい 以前の有罪宣告の理 行為責任は増大しないと解され て、 衝動により警告機能に感銘すべき累犯 ①警告の名宛人たる累犯者の側に 一由となっている犯罪に対する刑罰 (つまり、 累犯行為が

そ

れゆえ、

すでに述べたように、Xが実行行為のさい平均人を上回るような制御能力を備えていたことの検証.

少

論) 告人の制御能力が具体的事案において妨げられていた場合には、累犯加重の排除が考慮されるとされてい られないとされ、 (集) 能力が排除された場合、行為者の抑制を強めることを期待しうるような前刑の警告機能は生じないので、 ことができない可能性があるという前提に立っており、(盌) 証を要するとされ、 止法三条の常習累犯窃盗罪)にもあてはまる議論であることは言うまでもない て新たな犯罪に出たことに高められた行為責任とそれに応じた累犯加重が発生する根拠を求めるという理 0)側において前刑の警告を認識し、 これらの事例では、 を前提としているが、 ⑤「意思薄弱」、 ③「薬物中毒」 累犯者が、 このような警告理論は理論的にわが国の累犯規定 前刑の警告機能に感銘して形成されたはずの平均以上に強い制御能力を乗り越え 「限定責任能力」、「差し迫った窮乏」、 それに従い得る主観的状態になく、 の事例に関しては、長年にわたる薬物濫用が制御能力の制限を導くので、 ④「酩酊行為」の事例については、 したがって「高められた責任非難」を加える 「社会的無援助」等の諸事例において被 (刑法総則の一 般的累犯規定、 酩酊により被告人の 非 盗犯等防 難 (警告理 要する 行為者 なは 高 制御 め

[5] 結語

それでは、

本件においてXには、

前刑の警告機能によって強められた制御能力のもとで新たな窃盗行為

(万引き)

力が備 は増加し累犯加重が認められることになる。 に出たので、 言うまでもなく問題は、 わってい 行為責任が高められたと認められ、 たかにある。 Xに本件窃盗の具体的な実行行為のさいに、警告理論が想定するような強められた制御能 そして、 強められた制御能力が存していたと認められれば、 盗犯等防止法三条の常習累犯窃盗罪が適用されるのであろうか。 警告理論によれば行為責任

なくともそのような制御能力の脱落がなかったかどうかの検証が必要とされざるを得な

本件に関して提出されている精神科医福井裕輝博士の意見書

(以下福井意見と呼ぶ)

および医

中

· 元総

郎氏の鑑定書 まず、 福井意見は、二日間にわたる合計約五時間にわたるXとの面談と脳画像検査から被告人には解 (以下中元鑑定と呼ぶ) をもとに、 警告理論の観点からXの実行行為時の精神状態を検証してみたい 離性障 害 強

る。⁴⁵ 迫性障害、 力はほぼ喪失していたか著しく障害されていた可能性があることから、 物質使用障害、 脳機能障害が示唆され、 これらの障害によりXにおいては、 正式な精神鑑定が必要であると結論付けて 犯行当時弁識能力及び制御能

診断し、 離性人格障害 次に、 中元鑑定は、 最終的にXの責任能力は問えないと鑑定している。 (特定不能型)、 平成二八年七月一二日から同年一〇月一五日までの鑑定により、 病的窃盗 物質 (鎮痛 剤 鎮静剤など) 使用障害の影響下で本件窃盗が行わ Xの犯行当時の状態につき解 れたと

強められ 条の窃盗罪より重い行為責任を基礎づけうる強められた制御能力をXに認めることはできず、 響により、 していたことが疑われる状態にあったと評さざるを得ない。 以上犯行時のXの精神状態に関する福井意見、 た制 累犯の高められた行為責任を基礎づけるに足りる強い制御能力はもちろん、 御能力 高められた行為責任を前提とする盗犯等防止法三条の常習累犯窃盗罪の成立を認めることはで 中元鑑定によれば、 したがって、 Xは本件窃盗の実行行為時、 結論として、 平均人程度の 本件においては、 それゆえ、 解離性障害等の影 制 御 このような 刑法 能力すら存 三五五

きない。

抑主義の本旨であるということを忘れるべきではないであろう。(ダ) 刑罰の正当化根拠は、今日においてもなお明確に一義的には明証されていないのであり、 運用に際しては刑罰の効果を過信して盲進することなく、 常に謙抑的姿勢をとることこそが、 したがって、その解釈、 刑法における謙

なお、本件は林大悟弁護士 (東京弁護士会) から作成の依頼を受けた、 常習累犯窃盗事件に関する意見書 (高松地

裁丸亀支部に提出)に加筆修正したものである。

た制御能力、 警告理論の適用においては、 の二要件の存在が確認されなくてはならないが本件は警告理論の適用上、 前述のようにおおむね(1)前科行為と累犯行為の関連性、 わが国で初めて(2)の要件の (2)累犯者の側の強められ

確認が求められる画期的事例なので論文化した次第である。

累犯加重での前科行為と累犯行為との関連性と同様のロジックで問題にされた。 あり、ここでは、 ちなみに、(1)の要件が問題になった事案として、静岡地裁判平成二三年一二月五日判決 刑法四五条後段の事後的併合罪における確定裁判を受けた犯罪と確定裁判後の犯罪との関連性が、 (LEX/DB25482146) が

- 1 分ニ関スル法律」伊藤榮樹=小野慶二=荘子邦雄 古田正武 「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律案解説 (編) 警察研究一卷四号 『注釈特別刑法第 |巻』(昭和五七年)三〇三頁 (昭和五 年)一四頁。 中谷瑾子 /防止
- 2 平本喜祿 「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律三条の意義」研修三七九号 (昭和五五年) 七八頁
- (3) 岩崎二郎「累犯」総合判例研究叢書刑法(6)(昭和三二年)九九頁。
- $\widehat{4}$ となく累犯加重を肯定するものとして、植松正・再訂刑法概論Ⅱ〔各論〕(昭和五○年)二二八頁、久礼田益喜・刑法学概説 (昭和五年)五五○頁等。判例としては、大判昭一四・七・一四刑集一八・四一一。 大塚仁・註解刑法 (昭和一七年) 〔増補第二版〕 一九二頁、 (昭和五二年) 三六六頁、 齊藤金作・刑法各論 (全訂版) (昭和三五年) 一七二頁等。 小野清一郎 「盗犯防止法三條の常習盗犯と累犯加重 刑の不権衡論に言及するこ 刑事判
- 5 最決昭四四・七・八刑集二三・八・一○四五の第二審である札幌高裁が判示したもの。
- 6 Ⅱ (第 六版) (平成) 刑法総論 一五年)二八八頁等。なお、大塚仁・刑法概説(総論) [補訂版](平成二七年)五三○頁等は、行為者の属性であるとともに行為の属性でもあるとする。 |瑞博・刑法総論講義〔第二版〕(平成一八年)一一八頁、吉川経夫・三訂刑法総論〔補訂版〕(平成八年)六九頁、 板倉宏・刑法各論 岡野光雄·刑法要説総論 〔第二版〕 版 (第三版) 一四年) (平成九年) 三二三頁、 (平成八年) 一〇五頁、 四〇四頁、 (平成一六年) 二六二頁、 日高義博 福田平・全訂刑法総論 (平成二一年) 一五四頁、 「常習賭博罪の問題点」植松正=川端博=曽根威彦=日高義博 団藤重光・刑法綱要各論(第三版) 井田良・講義刑法学総論(平成二〇年)一〇六頁、 〔第四版〕(平成二〇年) 一四一頁、 (第五版) 小野清一郎・新訂刑法講義各論 (平成二三年) 二九一頁、 (平成二年) 三五五頁、西田典之 ・刑法各論 大谷實・刑法講義各論 植松・前掲書 堀内捷三·刑法各論 (昭和二五年) 『現代刑法論争 一四八頁 莊子邦雄 (平成
- 7 谷村允裕「常習犯罪における常習性の認定」判例タイムズ七一一号(平成二年)五五頁。
- (8) 山口厚·刑法各論〔第二版〕(平成二三年)五一八頁。
- 9 年)三一六頁等 大塚・前掲書 (注6)四八二頁、 佐久間修·刑法総論 (平成二二 年) 二五一 頁 団藤重光・ 刑法綱要総論
- (1) 中島広樹・累犯加重の研究(平成一七年)三六―三八頁。
- 11 青柳文雄 (注7)三五六頁、 刑法通論Ⅰ 伊東研祐 総論 (昭和四〇年) 二三九頁、浅田和茂・刑法総論 ·刑法講義総論 (平成二三年) 二四九頁、 内田文昭・改訂刑法Ⅰ 補 正版 平成 九年) 二七四頁 (補正版) 井田 (平成九年) 掲

年) 五四頁等 成二一年)一六八—一六九頁、 刑法講義総論 三年)七四〇—七四一頁、中山研一·刑法総論(昭和五七年)三二五頁、 七一二〇九頁、 一〇頁、 Ш 大谷實・刑法講義総論 〔端・前掲書 (注6)三九三頁、 (昭和五〇年) 八四頁、 西原春夫・刑法総論 八六頁、 曽根威彦・刑法総論 山口厚・刑法総論〔第二版〕 [新版第四版] 〔改訂準備版〕 松原芳博·刑法総論 佐伯千仭·四訂刑法講義 (平成) (下巻) (平成五年) 四四八頁、福田・前掲書 〔第四版〕(平成二〇年) |四年) 三〇八頁、 (平成一九年) 一八四頁、 (平成二五年) 一九九頁、 (総論) 西田典之・刑法総論 香川達夫・刑法講義 一四〇頁、 (昭和五六年) 二三一頁、 山中敬一・刑法総論 松宫孝明·刑法総論講義 内藤謙・刑法講義総論 (第二版) (注6)一八五頁、藤木英雄 〔総論〕 鈴木茂嗣・刑法総論〔第 第三版 第二版] (平成二二年) 二〇 下 I 〔第四版〕 (平成 (平成二) 七年)

12 見解を示している。 家権力によって排除されるほどの法益侵害の危険性を有するとは考えられない」と常習犯の法益侵害の危険性の高さに否定的 観的な意味を有し、その限りで強い違法性を示すのである」等と論ずるが、大谷実・人格責任論の研究 侵害性・違法性がもちだされることになろう」、あるいは、 『行為』は、 (は「爆発型の精神病者のように、たえず法益侵害への現実的脅威をもつならばともかく、 行為責任論の見地からは、吉岡一 (昭和五四年) 三一六頁は、 法秩序に対して重大な脅威を与えるばかりでなしに、法益侵害性(危険性) 「犯人の危険性そのものではなく、一連の行為の特殊性が表わす、 男「累犯と常習犯」中山研一=西原春夫=藤木英雄=宮澤浩一 内田・前掲書 (注11) 二三七頁は、「(常習犯を基礎づけるような) の面でも、 犯罪を反復したからといって、国 通常 (編 非常習行為とは違った客 (昭和四七年) 三七五 のものより高 「現代刑法講座 い法益

ける「犯罪の反復に伴う反対動機の麻痺」という議論(集合犯では犯罪を反復するごとに反対動機が麻痺するので、全体とし な主張においては、 われるとき、一括して一個の常習賭博行為(集合犯)」となるという論法により常習犯加重を根拠づけようとするが、このよう て行為責任は増加せず刑は加重されえない) また、平野龍一・刑法総論Ⅰ 佐伯千仭・刑法における違法性の理論 (昭和四七年) 一〇八頁 が忘却されていると思われる。 は、 (昭和四九年) 三四一 たとえば常習賭博罪に関して 頁以下で指摘されているような、 同じ態様の賭博行為が反復して行

(13) 西原·前掲書(注11)四九八頁。

 $\hat{14}$ 常習性を認定できるわけでもないとし、 福岡地判昭三四・一二・二六下刑集一・一二・二七〇九は、 個別具体的には累犯性があっても常習性は否定され得るのである。 全体として観察評価して常習性を判定することができると解す 盗犯等防止法三条の累犯性を備えているからといって、 べきという旨判示して 当然に

 $\widehat{16}$ 15 牧野英一・増訂刑法通義 四五九頁 (昭和五二年) 三九七頁、 (明治四〇年) 高橋則夫·刑法総論 兀 (平成二三年) 五一〇頁、 野村稔 ·刑法総論 (補訂

|九頁等

第

八版)

 $\widehat{17}$ 会化のほかに隔離をも含むのだから、 野次雄・刑法総論概要(第三版補訂版) 治者の 再社会化のためにはならないから)と指摘される(松宮孝明・レヴィジオン刑法三(平成二一年)二六二十二六四頁 井田良「量刑事情の範囲とその帰責原理に関する基礎的考察(1)」法学研究五五巻 隔離 (無害化) の面のみを含意しているのではないかが注意されなくてはならない 特別予防だけが累犯加重の根拠としてあげられた場合、 (平成九年) 二三四頁、 西田・前掲書 (注 11) 〇号 四二四頁等。 (無害化による特別予防は、 (昭和五七年) 社会復帰の観点よりもむしろ累 なお、 特別予防は、 注

社 中

- 18 にほかならないと批判して、 について」判ター二三八号 いうことが責任主義の考え方に適うのか、 ならないことになり、法益侵害性はそれほど変わらないのに、責任だけはどこまでも大きくなり続け、 二三八号 求められていることが多い。ただし、近年は警告理論に対する批判も強い。 論が支持される理由は、 している。 大谷・前掲書(注11)五三七頁、川端・前掲書 る。また、 (平成一九年) 中山研一・レヴィジオン刑法三(平成二一年)二六三頁も、 四〇頁は、「(警告理論を) 条文において前犯についての科刑の有無および執行の完了が要件とされているという形式的な事情に (平成一九年) 累犯加重の根拠を、 六四―六五頁も、 という疑問を感じさせる」と指摘し、 再社会化、 (注6)六七七頁、 強調すると、 警告理論の内実が国家に対する反逆を重い処罰の根拠とするもの という意味での特別予防の必要性の大きさに求めるべきだとして 同種犯行を繰り返す限り、 平野龍一・矯正保護法 累犯加重を個別行為責任で説明することは無理だと たとえば、 高山佳奈子「難波宏 難波宏 どこまでも加重しつづけなければ (昭和三八年) 二六頁等。警告 「前科、 「前科、 刑が重くなり続けると 前歴等と量刑」 前歴等と量 判ター 刑
- 19 大塚・前掲書 (注6)五三九頁、 曽根・前掲書(注11)二八五頁、 福田 前掲書 (注6) = 一四五頁等がある
- 20 小林憲太郎・刑法的帰責 平成 九年) 九三頁
- $\widehat{21}$ (注11) 二三四頁
- $\widehat{23}$ $\widehat{22}$ 阿部純二「累犯加重の根拠」岩田誠先生傘寿祝賀論集 『刑事裁判の諸問題』 (昭和五七年) 九五
- 吉岡 前揭論文 (注12) 三一三頁
- $\widehat{24}$ 前掲書 (注 11 兀 一七頁
- (注 11) 五六二頁注(3)。

34

阿部・

前揭論文

へ (注 22)

九二 一

36

一一六—一一九頁。

内田・前掲書(注11)九六頁、二三一―二三四頁。

城下裕二・量刑基準の研究

棄

- 26 森村進 「行為責任・性格責任・人格形成責任」法の理論八(昭和六二年) 九四—九五頁
- $\widehat{27}$ 「責任の概念要素と刑事責任論の根底」 団藤重光博士古稀祝賀論文集第二巻 (注6)五五八-五五九頁。 (昭和五九年) 〇三頁

 $\widehat{28}$

(注 11)

七四一—七四二頁、

井田・前掲書

しかし、

盗犯等防止法三条の常習累犯

窃盗罪の場合は、

刑の下限が窃盗罪よりも三六倍加重されている。

- 29 論じられたが、 の場合、 ①の問題は、 刑の下限が窃盗は三年、強盗は七年に固定されているから、 現行刑法典の一般累犯規定(五六条)は、 ドイツでは刑法旧四八条の累犯規定の解釈との関係においては 刑の上限のみの加重であるが、 「軽微累犯に対する責任相応刑」 「軽微累犯に対する責任相応刑 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律三 の問題が意識される 0) 問 題 とし Ē
- 30 井田良・変革の時代における理論刑法学(平成一九年)二二〇頁
- 31 ここで参考にした、ドイツ刑法旧四八条一項の条文は以下の通り。 もともと責任刑を点として数量化することは原理的に不可能だともいわれている (井田 前掲書 (注30) 二三三頁)。
- する これらの行為の一個または数個により、少なくとも三月の期間、 行為について別段の高い下限が定められていないときは、 種類と事情を考慮して、その者が以前の有罪判決を警告として役立てなかったという非難をその者に加うべき場合において、 「ある者が、すでに少なくとも二度、本法の場所的適用領域内において、 (法務資料第四三九号 (昭和五七年) 二一頁)。 刑の下限は六月の自由刑とする。 自由刑の執行を終えた後、 故意の犯罪行為により刑の言渡しを受け、 定められた刑 故意の犯罪行為を犯し、 の上 限はそのままと 犯罪行為
- 33 かし、盗犯等防止法三条の常習累犯窃盗罪の場合は、 犯と無免許運転などであるが、この点については、その他の事例も含めて、 高められた行為責任⇒累犯加重」の流れが否定された事例を若干あげると、 なお、ドイツ刑法旧四八条一項の非難性条項を満たさない、すなわち、 なので当然犯罪間の関連性が認められよう。 前科の基礎となった犯罪と累犯として実行された犯罪とは同 犯罪間に関連性がないとされ、 中島・前掲書 ①性犯罪と非性犯罪、 (注 10 二二九—二三五頁参照。 ②窃盗と偽証教唆、 「前刑の警告機能⇒ 同 ③ 財 産
- 35 挙げられるほか ドイツ刑法旧四八条の累犯加重規定の削除理由としては、 加重の根拠として、 (中島・前掲書 学説・判例において警告理論が支持されている(中島・前掲書 (注10) 三二三―三二四頁注(2))、警告理論も批判されたが、 「軽微累犯に対する責任相応刑」 注 10 の問題や特別予防効果の欠如 二四〇一二七三頁)。 ドイツでは、 依然として

37 実体的デュープロセスの要請たる責任主義に反し、 (注11) 五〇八頁は、 個別行為責任論の立場からすると、一 違憲の疑いのあることを示唆してい 律の刑罰加重を許容する現行刑法典の累犯加 重は

錯誤の裏返し」(die Kehrseite des Verbotsirrutums)の問題と解されてきたのである(中島・前掲書(注10)二二七頁)。ちなみ 三一・一〇七二)、傷害と殺人(最決昭五四 決昭六一・六・九刑集四〇・四・二六九)、 剤無許可輸入と輸入禁制品である麻薬輸入(最決昭五四・三・二七刑集三三・二・一四〇)、 二八刑録一六・七六〇)、占有離脱物横領と窃盗 には、欠如するというのが論理的な帰結であろう。現に、ドイツでは、前刑の警告に基づく高められた行為責任は、 性を意識し得る程度の事実の認識を欠いた場合、すなわち、 らば違法性を意識し得る程度の事実の認識が欠ける場合」と考えてきた、と分析するが、 とみられる(最決昭二五・七・一一刑集四・七・一二六一)。 文書作成と公文書偽造(最判昭二三・一〇・二三刑集二・一一・一三八六)、恐喝と強盗 前田雅英・刑法総論講義 大審院・最高裁が構成要件の重なり合いを認めたものとしては、単独犯については同意殺人と普通殺人(大判明四三・四・ 強められた違法性の意識 〔第五版〕 (とそれに基づく反対動機の強化) は、 (平成二三年) 二三八頁は、判例が、 共犯に関しては、窃盗と強盗(最判昭二三・五・一刑集二・五・四三五)、 ・四・一三刑集三三・三・一七九) (大判大九・三・一九刑録二六・二一一)、 構成要件的関連性のない犯罪について確定判決を受けていた場 確定判決後の犯罪を実行する際、 故意に提訴機能を認め、 がある。 このような判例の考え方に立 判例は、 (最判昭二五・四・一 覚せい剤輸入と麻薬輸入、 麻薬所持と覚せい剤所持 また、 一般人がより強 実 法定的符合説に立つ 0) 錯誤を一一 判例二体系 禁止 虚偽公 覚せい つな

- $\widehat{40}$ 39 中島・ 中島・前掲書 前掲書 (注11) 二〇六—二〇八頁 (注11) 二三五—二三六頁
- $\widehat{41}$
- 中島・ 前掲書 (注 11 二〇八頁
- $\widehat{42}$ 中島 前掲書 (注 11) 二〇八一二二 〇頁
- 43 前掲書 (注 11) 一頁
- $\widehat{44}$ 前掲書 一四頁
- $\widehat{45}$ 三輝・意見書二三 ||-|||三頁
- 46 郎 鑑定書
- 「犯罪論の謙抑的構成」 団藤重光博士古稀祝賀論文集第 (昭和 五九年) Ŧi. 頁 謙抑主 一義は、 現代社会が

必要が、刑法上の処罰要求に譲歩を求める場合があることなどに基づくとされる。 の行為が余に一般的であり、 な行為であっても、その違法または有責性が軽微であって、これを不問に付しても差支えないもの、 った者であっても、 「い上がった態度をとるものではない」という意味であるとされ、このような主義の ·前掲書 な処罰 から「妥当な処罰」への転換を迫るとしても、当然のことながら依然として厳格に要求されるのである。 まだ科刑に適し、かつ科刑を必要とする程度に心身が発達していないものがあるし、 八二頁では、 あるいは質的に刑罰に適しないものであることがあり、 「謙抑主義」とは、 「刑法はあらゆる違法な行為に対して刑罰をもって臨もうとするような たてられる理由は、 伝統的な社会感情や国家政策上 または刑を科するにはそ <u>1</u> 違法かつ有 違法行為を行

され、 刑 記浅田説は、 書(注11)四七頁、 できようとする。内藤謙・刑法講義総論(上) 手段が十分に機能しなくても刑法はこれをあまさずもらさず処罰する必要はない)]を総括して 刑法が働く場合はおのずから断片的にならざるを得ない)」、「刑法の寛容性(たとえ市民的安全が侵され マルなコントロールや民事的コントロールでは不十分なときはじめて刑法が発動する)」、「刑法の断片性 法の基礎 さらに、 いずれも謙抑主義という言葉を取り上げていないのが注目され 団藤重光・前掲書 (注9)五三頁においては、謙抑主義は実体的デュープロセスの一 (昭和四一年)一一五頁以下では、「刑法の補充性 (注11) 五頁においては、補充性と断片性のみにふれ、 解釈論において謙抑主義が可罰的違法性論・可罰的責任論として生かされるべきだと論じている。 西田典之・前掲書(注11)三二頁、 (昭和五八年) 五五頁、 松宮孝明・前掲書 (市民的安全が、慣習的、 前田雅英・前掲書 中山研一・前掲書 (注11) 一四―一五頁も同様である。 (注38) 二八頁では、 道徳的制裁、 (注11) 二一三頁 面であると説 「刑法の謙抑性 地域社会のインフォー 断片性だけが記述 他 刑法が補充的 かれ、 浅田和茂・前 のコント 」ということが とりわけ、 ただし、 平 野 ロール 龍 だたと

行為者を当然の対象とすべきではなく、 り、山中敬一・前掲書 他方、大谷實・前掲書 また、大塚仁・前掲書(注6)六―七頁は、謙抑主義とは、刑法における犯罪は、 刑法の解釈・適用のみならず、立法、 11) 八頁は、 (注 11 (注11) 八頁は、 五二頁は、これを「謙抑的法益保護の原則」と呼ぶ 刑法の謙抑性が刑法の第一次社会統制機能(法益保護機能) 刑罰は、 刑法の人権保障機能との関連で、 運用に関しても常に考慮することを要する基本原理だとする。 必要やむをえない範囲に限って適用されるべきであるとする建前のことをい 謙抑主義が重視されるべきだと述べ、 あらゆる違法行為、 に内在する制約原理とみ そしてすべての有

48月四日から平成二二年七月三一日に行われた四個の強姦致傷罪・強盗罪の事件との間 平成 一〇月三〇日 から平成二〇年一一月八日までに行われた、 五個の強姦致傷罪等の事件と平成二一年 に自動 一輪車窃盗に関する懲役 Ė

平成法政研究 第22巻第2号

が、 れ 判前の犯罪と確定裁判後の犯罪については、 められた行為責任によって確定裁判 に確定した窃盗罪につい 単一刑主義に立つ現行刑法の併合罪規定の趣旨に合致した解釈とされ、 の四 之裁判 本件で併合罪加重の対象となるのは強姦致傷罪であるから、 この事件について、 [個の事件に関する併 (平成二一年三月一七日確定) 警告理論 の第一要件が、 ての裁判には、 警告理論が転用され確定裁判後の強盗罪と確定裁判を受けた窃盗罪とは法益 合罪につい 前 併合罪 が存していたため、 の犯罪と確定裁判後の犯罪との一 ての懲役二六年とが刑法四五条後段により併科され、 強姦致傷罪に対する感銘力を認めることができないので、 加重 ともに刑法四五条後段により併合罪加重されると弁護側から主張された。 一の場面 [に転用され主張されたわけである。 最初の五個の事件に関する併合罪についての懲役二 確定裁判の感銘力も強姦致傷罪についてのみ考えるのが加 結局最終的には、 括処理という併 合の利益を奪うことはできず、 本件の場合、 しかし、 被告人には懲役五〇年が言 確定裁判の 控訴審の東京高裁平成 平成二二 年三月 の共 通性が認められ 無視に基づく高 四年と確定裁 七 百 重

|年六月二七日判決においては、 ·島広樹 「刑法四五条後段の解釈について」大宮ローレビュー第九号(平成二五年)四○―五九頁参照。 「併合罪の範囲 を不明 確にして、 法的安定性を著しく害する」と判示された。 詳細につい